

●建物 ●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物^(注7) ●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{とうとう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ●テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

保険金をお支払いできない主な場合

■設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害^(注8)
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板^(注9)、自動販売機^(注8)および収容される商品の損害
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害^(注10)を除きます。 など

■設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 保険の目的(保険の対象)の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次のア. またはイ. の損害
ア. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
イ. 音色または音質の変化

- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起^{ひょうじ}、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害^(注8) など

■商品・製品等に適用される固有の事由

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害^(注8)
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給による損害 など

■手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次のア. からエ. に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
ア. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生の通知を行い、支払いの停止を依頼すること
イ. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
ウ. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
エ. その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など

オプション特約 詳しくは P.16

(注7) 動植物は商品・製品等である場合には保険の目的(保険の対象)に含みます。
(注8) オプション特約をセットされることによりお支払いします。
(注9) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に設置された看板の損害は補償します。
(注10) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

賠償ユニット
物損害ユニット
休業ユニット
工事物ユニット
オプションの概要
保険のあらまし
ご加入の流れ
サクセスネット
無料サービス
お支払いについて
ご注意事項